

総合社会福祉研究

第28号 目次

特集 1

生存権保障の意味を問う

家族持ち勤労者世帯に広がる貧困と格差	唐鎌 直義	2
子どもの発達を豊かにする生活・教育保障の方向 —ライフチャンスの平等—	青木 紀	15
障害者自立支援法は障害者の自立を保障できるのか	井上 泰司	22
高齢者の生存権を切り崩す介護保険改悪 —たたかひなくして、老後の安心はない—	日下部雅喜	34

特集 2

福祉労働の専門性と現実

総合社会福祉研究所・福祉労働研究会の第一次調査について	植田 章・石倉康次	54
子どもたちの「生」を支える児童養護施設職員の専門性～個・集団 へのまなざしと「子ども同士の育ちあう関係性の形成」～	岡本 晴美	56
知的障害者入所施設における「基本的生活」支援の専門性	田中 智子	66
介護保険制度下における介護福祉労働の専門性	黒瀬 吉史	73

特集 3

全国にひろがる介護保険料に怒る一揆の会の取り組み

社会保障裁判闘争の意義	木下 秀雄	81
高齢者の怒りと励ましが一揆の会を支える原動力	鈴木 宏造	88
退職者会を母体にした審査請求運動の現状と課題	城田 尚彦	92
すべての高齢者に憲法25条の光を	日下部雅喜	97

海外 福祉情報

カナダとノルウェーの福祉国家から見てきたこと	竹内 真澄	102
韓国における女性労働支援政策の展開と変化	呉 英蘭	112

書評

二宮厚美著『憲法25条+9条の新福祉国家』	氏久 廣	124
高橋伸彰著『少子高齢化の死角—本当の危機とは何か—』	中村 強士	128
三浦展著『下流社会—新たな階層集団の出現—』	小澤 薫	132

現場実践 レポート

子育て支援にインターネットをどのように活用するのか インターネットで相談を寄せる母親たち	野津 牧	136
利用者の権利擁護に取り組んで～鹿島丈夫・熊谷まゆみ社会福祉 士事務所の取り組みから～	熊谷まゆみ・鹿島丈夫	144

投稿 論文

韓国の盲人就業形態と日本との関わり 1913年—1945年を中心に	金 蘭九	151
韓国における「自活事業」の現状と課題 —1997年末の経済危機以降における構造的変化の視点から—	金 碩浩	165

特集1

生存権保障の意味を問う

家族持ち勤労者世帯に広がる 貧困と格差

唐鎌直義

1. 格差拡大の背後にある貧困の広がり

06年に入ってから、俄かに所得格差に関する情報の提供や議論が活発になった。政府はこうした動向に対して、単身高齢者世帯や単身若年者世帯の増大によって格差が拡大しているに過ぎないと説明して、勤労者内部の問題として見れば、格差はそう拡大していないという見解に立っている。さらには、格差の記述的側面と規範的側面を混同してはならないという立場から、格差が存在することの積極的意義を説くまでになった。事態の悪化にともなう一種の開き直りとも考えられるが、そうした解釈を許さない事実を統計データに基づいて示すことが、本稿の課題である。

分析に先立って、本稿の統計データでは把握し切れていない格差問題について触れておきたい。

一つは、義務教育課程にある小中学校生のなかの低所得者を対象に支給されてきた「就学援助」の受給者が、全国で12%を超えた問題である。東京都、大阪府では優に20%を超えており、北海道も19%となっている。東京都のなかでも足立区では42%という高率で、しかも生活保護基準の1.1倍以下の所得層を対象を限定しているにもかかわらず、これほどの高率になっている。予

想を超えた貧困の広がりを知らされて、啞然とするほかないが、何よりも、政府が否定している子育て世代に貧困が広がっていることを、直視しなければならないだろう。勤労者そのものに所得格差が拡大しているのである。

もう一つは、まさに現代日本の暗い影としか言いようがないが、高齢者犯罪の激増である。犯罪者の中の11%を65歳以上の高齢者が占めるようになった。10年前に比べると、6倍以上の伸び率である。高齢者の犯罪というと、介護に行き詰まった高齢者が配偶者を殺して自分も後を追おうとした悲惨きわまりない事件等が頭に浮かぶが、実際にはその6割が窃盗犯だそうで、経済的に追い詰められた高齢者の苦境が伺える。高齢者は、街内でのひったくりや「振り込め詐欺」の被害者として、現代日本の暗い世相を代弁してきたが、今や加害者としても立ち現れるようになった。高齢者というと、虚弱な高齢者を思い浮かべ易いが、それは勝手な思い込みで過ぎず、65歳という年齢での区分は、まだ体力的に衰えていない高齢者も多く存在することを物語っている。しかし、長い人生を経て物事の分別を弁えた高齢者が犯罪を犯す今の日本とは、一体どういう社会なのだろうか。加害者となった高齢者の多くは、その実、時代の被害者ではないのか。いずれにせよ、年金給付額の引下げ、医療費負担の引上げ、介護費用負

担の引上げ等によって生活困難に追い込まれた高齢者に、街金融や闇金融の魔の手が迫っていることだけは確かである。年金受給者や生活保護受給者に専門的に金を貸し付ける業者もあると聞く。国によって生活費が保障されていて、確実に元金や法外な利子を取れる点が、狙われる理由であるという。

こうした問題点に関しては、本文では直接触れられないが、貧困と格差拡大の最も先鋭な問題として、心に留めておかなければならない。

2. 所得格差の拡大とその要因

構造改革の下で国民の暮らしはどう変わったのか。官庁統計を通して見た実態は、改革半ばの現段階においてさえ、所得格差、生活格差、資産格差が大きく拡大している事実である。

(1)日本の所得格差

所得格差の状況を表す指標としては、一般に「ジニ係数」が用いられている。ジニ係数は、不平等度を数値化したものだが、0～1の数値で示され、0に近づくほど所得が平等に分配され、1に近づくほど不平等に分配されていることを意味する。表-1は、3年ごとに発表されている厚労省「所得再分配調査報告書」のデータを経年変化として示したものである。この21年間に、当初所得で見たジニ係数が0.3491から0.4983へ一貫して上昇してきた。特に1996年以降、上昇率が加速化された。橋本六大改革とその後の小泉構

表-1 ジニ係数の年次推移

	当初所得	当初所得-税金	税による改善度
1981年	0.3491	0.3301	5.4%
1984年	0.3975	0.3824	3.8%
1987年	0.4049	0.3879	4.2%
1990年	0.4334	0.4207	2.9%
1993年	0.4394	0.4255	3.2%
1996年	0.4412	0.4338	1.7%
1999年	0.4720	0.4660	1.3%
2002年	0.4983	0.4941	0.8%

資料) 厚労省「平成14年所得再分配調査報告書」

造改革の下で、所得の不平等が大きく進行してきたことを物語っている。当初所得のジニ係数が約0.5であるということは、上位25%の富裕層が日本の国民所得全体の75%を得ていることを意味する。反対側から見ると、富裕層を除いた国民の75% (大衆) が、国民所得の25%しか得ていないことになる。今の日本では、驚くべき不平等が進行していると言わねばならない。

ここで、直接税による所得不平等の改善度合を見てみよう。1981年の5.4%から2002年の0.8%にまで大きく低下している。税というものは本来、所得を垂直的に再分配する機能を持たされているのだが、それが限りなくゼロに近づいていることを意味している。もはや直接税の徴収によっては、所得不平等の改善効果は殆ど上がらないのである。これに消費税の影響を加味すると、間接税は逆再分配効果 (低所得者ほど収入に対する負担割合が重くなること) を有しているので、全体的に見て今日では、税は当初所得の不平等度を改善するどころか、反対に悪化させる要因に、つまり国民経済的に見ると、貧者から富者へ所得を逆再分配する上納経路になってしまっていると言えよう。

(2)格差拡大の状況

ジニ係数は、所得格差拡大の具体的状況まで説明することはできない。そこで、総務省「家計調査年報」によって、その把握を試みることにする。さまざまな世帯を含む「全世界帯」のデータでは、巷間、所得格差の意味がさまざまに解釈されているように、格差拡大の意味を曖昧化させかねないので、相互に比較可能なデータとして対象をより均一化した「勤労者世帯10分位階層別」のデータを用いる。

「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯のことで、社長、取締役、理事などの役員の世帯は除外されている。「10分位階層」とは、年収の最も低い世帯から最も高い世帯まで順に並べ、世帯数で下から等分に10分の1ずつに区分したものを意味する。最も年収の低い10%の世帯を「第I10分位」、

最も年収の高い10%の世帯を「第X 10分位」と呼んでいる。ここでは格差の拡大を検証するという目的に即して、最下位の第I 10分位（以下「I階層」と略す）と、最上位の第X 10分位（以下「X階層」と略す）を取り上げることとし、併せて勤労者世帯平均（第V 10分位と第VI 10分位

の中間に位置する。以下「平均」と略す）を参考値として掲載することにした。

表-2-①、表-2-②は、この3階層の「実収入」「実支出」「実支出以外の支出」の主な項目を、6年間の推移として一覧表にまとめたものである。以下、ポイントだけを要約的に指摘する。

表-2-① 勤労者世帯年間収入10分位階級別にみた主な家計費目の6年間の推移

(単位：円)

	勤労者世帯平均			第I 10分位			第X 10分位		
	1998年	2001年	2004年	1998年	2001年	2004年	1998年	2001年	2004年
I 実収入	588,916	551,160	530,028	281,375	275,791	254,112	1040,994	1006,102	947,532
1 世帯主収入	480,122	449,310	436,616	233,991	221,305	210,794	776,465	746,111	699,448
2 配偶者収入	56,263	52,949	55,507	12,092	13,157	11,604	175,008	162,873	180,791
3 社会保障給付	19,980	20,359	15,542	18,771	22,165	18,248	24,112	19,862	18,377
II 実支出	446,581	421,479	415,899	240,351	236,070	232,043	759,907	717,808	693,765
1 消費支出	353,552	335,042	330,836	210,385	204,653	203,566	549,801	525,421	507,658
①食料	80,169	73,180	72,025	55,848	51,795	52,036	102,139	97,390	96,821
②被服・履物	19,081	16,192	14,893	9,531	8,279	7,947	34,614	28,832	25,986
③娯楽・雑費	12,186	11,319	10,419	7,480	6,467	7,306	19,236	16,924	14,837
④住居費	22,242	22,168	20,804	25,116	25,550	21,766	24,295	22,231	15,942
⑤光熱・水道	20,839	21,072	20,909	15,987	16,211	16,784	26,120	26,777	26,030
⑥保健医療	10,565	10,760	11,531	7,587	8,042	8,806	13,178	13,547	15,991
⑦交通・通信	41,295	43,955	47,218	23,062	24,942	27,787	63,685	64,966	73,096
⑧教育	18,766	17,668	19,714	6,677	6,094	6,592	28,637	29,753	33,606
⑨教養娯楽	34,484	33,522	33,710	17,212	16,575	16,028	56,517	56,228	54,674
⑩交際費	29,754	27,377	24,619	16,986	13,650	13,391	52,563	51,115	39,236
2 非消費支出	93,029	86,437	85,063	29,966	31,417	28,478	210,106	192,387	186,107
①直接税	43,854	38,062	36,871	8,592	8,541	7,819	128,297	109,168	99,708
②社会保険料	49,021	48,232	48,036	21,285	22,802	20,594	81,631	82,817	86,246
III 実支出以外の支出									
1 純預貯金	58,435	50,416	43,466	10,710	4,261	-335	146,245	152,634	146,533
2 保険掛金	45,687	41,056	35,318	20,380	19,631	16,172	75,162	69,013	61,719
3 クレジット購入返済	25,053	24,269	24,815	11,047	11,543	12,061	40,590	39,505	40,341
IV 可処分所得	495,887	464,723	444,965	251,409	244,374	225,634	830,888	813,715	761,425
V 家計黒字額	142,335	129,681	114,129	41,024	39,721	22,068	281,087	288,294	253,767
（世帯人員	3.50人	3.47人	3.48人	2.96人	3.02人	3.06人	3.75人	3.73人	3.82人
参 有業人員	1.66人	1.66人	1.63人	1.36人	1.38人	1.39人	2.14人	2.15人	2.03人
考 世帯主年齢	46.2歳	46.3歳	46.4歳	44.0歳	43.4歳	45.4歳	51.8歳	51.8歳	51.1歳
）世帯年収	706.7万円	661.4万円	636.0万円	337.7万円	330.9万円	304.9万円	1249.2万円	1207.3万円	1137.0万円

資料) 総務省「家計調査年報」各年度版より作成。

① 中年・家族持ち労働者世帯で格差が拡大

「平均」を見ると、勤労者世帯の実収入（定期収入としての月給の他に、年間賞与総額を12ヶ月で割った金額が加算されている）は、98年の59万円弱から04年の約53万円に、ちょうど

10.0%減少した。しかし階層別に見ると、減少率は「X階層」の9.0%に対して「I階層」は9.7%となっており、低所得層で減少率が高かったことがわかる。勤労者の所得が全体として圧縮されるなかで、高所得層よりも低所得層の方がその影響を強く受けたために、所得格差が拡大した

表-2-② 主な家計費目の6年間の推移（1998年の勤労者世帯平均の各数値=100.0）

（単位：%）

	勤労者世帯平均			第I10分位			第X10分位		
	1998年	2001年	2004年	1998年	2001年	2004年	1998年	2001年	2004年
I 実収入	100.0	93.6	90.0	47.8	46.8	43.1	176.8	170.8	160.9
1 世帯主収入	100.0	93.6	90.9	48.7	46.1	43.9	161.7	155.4	145.7
2 配偶者収入	100.0	94.1	98.7	21.5	23.4	20.6	311.1	289.5	321.3
3 社会保障給付	100.0	101.9	77.8	93.9	110.9	91.3	120.7	99.4	92.0
II 実支出	100.0	94.4	93.1	53.8	52.9	52.0	170.2	160.7	155.4
1 消費支出	100.0	94.8	93.6	59.5	57.9	57.6	155.5	148.6	143.6
① 食料	100.0	91.3	89.8	69.7	64.6	64.9	127.4	121.5	120.8
② 被服・履物	100.0	84.9	78.1	50.0	43.4	41.6	181.4	151.1	136.2
③ 娯楽・雑費	100.0	92.9	85.5	61.4	53.1	60.0	157.9	138.9	121.8
④ 住居費	100.0	99.7	93.5	112.9	114.9	97.9	109.2	100.0	71.7
⑤ 光熱・水道	100.0	101.1	100.3	76.7	77.8	80.5	125.3	128.5	124.9
⑥ 保健医療	100.0	101.8	109.1	71.8	76.1	83.4	124.7	128.2	151.4
⑦ 交通・通信	100.0	106.4	114.3	55.8	60.4	67.3	154.2	157.3	177.0
⑧ 教育	100.0	94.1	105.1	35.6	32.2	35.1	152.6	158.5	179.1
⑨ 教養娯楽	100.0	97.2	97.8	49.9	48.1	46.5	163.9	163.1	158.5
⑩ 交際費	100.0	92.0	82.7	57.1	45.9	45.0	176.7	171.8	131.9
2 非消費支出	100.0	92.9	91.4	32.2	33.8	30.6	225.9	206.8	200.1
① 直接税	100.0	86.8	84.1	19.6	19.5	17.8	292.6	248.9	227.4
② 社会保険料	100.0	98.4	98.0	43.4	46.5	42.0	166.5	168.9	175.9
III 実支出以外の支出									
1 純預貯金	100.0	86.3	74.4	18.3	7.3	-0.6	250.3	261.2	250.8
2 保険掛金	100.0	89.9	77.3	44.6	43.0	35.4	164.5	151.1	135.1
3 クレジット購入返済	100.0	96.9	99.1	44.1	46.1	48.1	162.0	157.7	161.0
IV 可処分所得	100.0	93.7	89.7	50.7	49.3	45.5	167.6	164.1	153.5
V 家計黒字額 （実収入-実支出）	100.0	91.1	80.2	28.8	27.9	15.5	197.5	202.5	178.3

資料）総務省「家計調査年報」各年度版より作成。

のである。所得格差の拡大は、単身高齢者世帯が増えたためだ、とは断言できない。

問題は、「I階層」の所得が実質的に生活保護基準以下にまで落ち込んでいるということである。参考欄に世帯年収を掲げておいたが、04年現在、「I階層」のそれは304万9千円に過ぎない。これが一人暮らしの20歳代の若者の年収ではなく、世帯主の平均年齢45.4歳、世帯員数3.06人、有業人員1.39人の「中年・家族持ち勤労者」の世帯年収なのである。これまた、所得格差の拡大が単身若年者世帯が増大したためだ、とは断言できない。

被保護世帯の場合、所得税や地方税、介護保険料以外の社会保険料、その他の公課が免除された上で、最低生活費が支給される。また稼働所得がある場合には、その一部を基礎控除として収入から除外してくれるし、通勤交通費を必要経費として収入から除外してくれる。他方、保護を受けない場合には、低く設定された課税最低限と社会保険の標準報酬月額の関係で、公租公課の負担を免れることはできない。また保護の受給開始によって自治体単独の給付が付け加わることも見落とせない。つまり低所得層が生活保護を受けないで、最低生活の同等の生活を営むためには、保護基準より高い所得が必要となる。どのくらいの所得が必要かと言うと、慣例的に保護基準の40%増しと見積もられている。この水準が、保護を受けずに生活している世帯の貧困を測定する際の実際的な尺度である。

夫婦と子ども1人からなる勤労者世帯の生活保護基準を年間250万円（月額20万8千円）と見積もると、その1.4倍は350万円になる。こうして、「I階層」（勤労者世帯の10%）は、誰がどこから見ても明白に公的貧乏線以下の生活を送っていることになる。そういう生活が何の援助もなく放置されてきた点に、微弱な機能しか果たせなくなった日本のセーフティネットの有名無実さが示されている。

なお、所得格差の拡大には、世帯主収入のなかの賞与（ボーナス）の変化が大きな影響を及ぼしている。表-3に示したように、低所得層ほど年

間賞与の落ち込みが激しく、「I階層」と「X階層」の賞与格差は、98年の100対855から04年の100対1,265にまで拡大している。「I階層」の年間賞与は、04年現在12万8千円に過ぎない。構造改革は、国民を幸運な人と不運な人、勝者と敗者、富者と貧者とに切り分けていくと同時に、常に後者に属する人の数が多くなるように切り分ける役割を果たしてきたのである。

②格差拡大を導く要因—社会的固定費—

親子3人の世帯で勤労収入が年に304.9万円であっても、最低限、不安を抱かずに生活できる方途はある。

立派とは言えないまでも惨めさを感じさせない公営住宅が無料で提供されたり、民間借家の居住者を対象とした家賃補助制度が整備されたりしていれば、低所得者の生活はそれだけでかなり安定する。また電気・ガス・水道代、交通費等の公共料金が政策的に低く抑えられていて、さらに病気で治療を受けた際の窓口負担が軽ければ、その分、食費や被服費に回せる金額が増え、生活にゆとりが生まれる。このように、生活の基盤的部分を公的に支える仕組みを作れば、家計の硬直性が解消され、低所得層の生活は不安に晒されることが少なくなる。これは世帯主が失業した世帯にとっても、年金で生活する高齢者の世帯にとっても、単親世帯にとっても、生活不安を取り除く最も効果的な方法である。戦後、それを実践してきたのがヨーロッパの福祉国家である。

これに対してわが国では、戦後「持ち家政策」が全面化してから、住宅の自力取得に住宅政策の力点が置かれるようになった。さらに80年代以降、公営住宅の建設は抑制され、国庫負担がゼロになるとともに、公営住宅家賃の引上げも断行された。全住宅数に占める公営住宅の比率は今や4.8%に過ぎない。低水準の民間借家に割高の家賃で入居し続けている大都市住民は膨大な数に上る。こうした国の政策的支援を得て、高まる住宅需要を背景に、住宅産業と大手ゼネコン、金融機関は、バブル時にこしらえた不良債権をかなり処理してきた。また日本の公共料金の高さは先進工

業国の中で群を抜いており、ヨーロッパ諸国の1.5倍以上と言われている。さらに健康保険制度の改悪によって、窓口負担は3割にまで引き上げられた。構造改革という名の社会保障削減政策によって、生活の基盤部分を今まで以上に自助努力(賃金)でまかなわなければならなくなったので

ある。

こうした家計負担の高まりは、表-2-①、表-2-②の消費支出のなかの④から⑧の費目の動向に如実に示されている。これらの費目は、収入が下がっても一向に支出額が下がらないどころか、逆に増える傾向にある費目さえある。また実

表-3 世帯主年収に対する年間賞与の倍率の推移 (10分位階層別)

(単位: 円、%、ヶ月分)

		1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
実 数 (月 額)	第I 10分位	24,108	19,936	19,466	17,446	14,766	12,797	11,881	10,708
	第II "	43,490	39,148	35,897	31,252	28,271	22,125	22,050	23,761
	第III "	56,067	54,180	50,888	43,723	39,978	34,121	36,411	32,038
	第IV "	71,672	65,811	60,349	55,664	52,484	42,883	39,933	42,033
	第V "	83,585	78,552	75,776	65,814	64,983	62,141	58,502	52,902
	第VI "	94,680	93,678	87,748	79,772	71,818	70,410	66,534	64,202
	第VII "	109,986	106,632	100,674	98,458	90,114	91,651	75,829	80,912
	第VIII "	118,264	128,824	118,164	111,878	108,840	98,602	98,461	98,621
	第IX "	138,513	152,122	134,248	128,116	125,374	118,675	117,150	110,858
	第X "	166,299	170,516	155,261	151,614	160,479	145,042	139,481	135,453
格 差	第I 10分位	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第II "	180.4	196.4	184.4	179.1	191.5	172.9	185.6	221.9
	第III "	232.6	271.8	261.4	250.6	270.7	266.6	306.5	299.2
	第IV "	297.3	330.1	310.0	319.1	355.4	335.1	336.1	392.5
	第V "	346.7	394.0	389.3	377.2	440.1	485.6	492.4	494.0
	第VI "	392.7	469.9	450.8	457.3	486.4	550.2	560.0	599.6
	第VII "	456.2	534.9	517.2	564.4	610.3	716.2	638.2	755.6
	第VIII "	490.6	646.2	607.0	641.3	737.1	770.5	828.7	921.0
	第IX "	574.6	763.1	689.7	734.4	849.1	927.4	986.0	1035.3
	第X "	689.8	855.3	797.6	869.0	1086.8	1133.4	1174.0	1265.0
倍 率	第I 10分位	1.22	1.02	1.02	0.94	0.80	0.73	0.68	0.61
	第II "	1.63	1.51	1.42	1.27	1.19	0.96	0.96	1.01
	第III "	1.90	1.84	1.69	1.52	1.49	1.29	1.38	1.21
	第IV "	2.16	1.98	1.85	1.74	1.67	1.47	1.40	1.41
	第V "	2.26	2.12	2.03	1.88	1.91	1.87	1.74	1.60
	第VI "	2.37	2.28	2.16	2.04	1.94	1.91	1.82	1.71
	第VII "	2.55	2.39	2.31	2.28	2.11	2.18	1.91	1.96
	第VIII "	2.53	2.59	2.49	2.34	2.31	2.17	2.19	2.15
	第IX "	2.63	2.74	2.56	2.44	2.47	2.32	2.33	2.19
	第X "	2.72	2.67	2.50	2.44	2.58	2.38	2.35	2.32

収入や実支出の格差に比べて階層差が小さい。つまり低所得世帯でも負担額が下がらない費目である。こうした特徴から、これらの費目は「社会的固定費」と呼ばれてきた。この固定費の重さが家計を硬直化させ、日本の勤労者・国民を、総出勤で賃金収入の獲得に邁進させている大きな理由のひとつである。そして不況下の低所得勤労者世帯の生活を、その内部から不安定化させている大きな要因である。

③格差拡大を導く要因—勤労者負担—

生活格差を拡大させているもう一つの要因は、直接税・社会保険料が収入の低下ほどには減少しないために、可処分所得の低下を惹き起こしている点である。表-4に直接税と社会保険料を足した「非消費支出」額の推移を階層別に掲載したが、低所得層でその低下の割合がより小さくなっている。その結果、「勤労者負担率」の欄に示したように、概して低所得層ほど負担率が上昇する傾向にある。唯一の例外として最上位の「X階層」で負担率が下がっている。ジニ係数について述べた箇所で、税による所得不平等の改善効果がゼロに近づいていることを示したが、それは定率ないし定額で所得に課せられる社会保険料を加えても同じ結果になる。「X階層」の負担率の低下が、高所得層を対象とした減税政策の結果であることは言うまでもない。この統計で捉えられていない、勤労者世帯以外の「会社・団体の役員の世帯」では、さらに大きな減税効果が上がっているはずである。

今年度から2年間で、定率減税が段階的に廃止される。社会保険料の負担増を、かろうじて定率減税がカバーしてきたのだが、その措置さえなくなると、日本の勤労者世帯は、大幅な負担増に見舞われることになる。再び、消費不況の奈落到ち込む轍を踏んではならないだろう。

このように、低所得の勤労者世帯では、長期不況による収入の低下という一次的要因に、社会的固定費の圧迫と勤労者負担率の上昇という2つの二次的要因が加えられた結果、家計の逼迫化が進んでいる。多くの国民は、景気変動という資本主

義社会では避けられない市場要因によって生活が厳しくなっていると思い、それに耐えているが、構造改革という国家の政策要因が重なって、その影響がさらに深刻化していることに気づいたら、一体どういう行動に出るだろうか。政策的に導かれた生活困窮という事実を、どう受け止めるだろうか。

④家計破綻の兆候

再び表-2-①、表-2-②に戻り、構造改革の低所得層への深刻な影響を見ることにする。

「V家計黒字額」の欄は「実収入-実支出」から算出された数値である。これが「I階層」の場合、98年の4万1千円から04年の2万2千円にまでほぼ半減している。家計の黒字額が月に2万円余しかないという状況は相当に深刻ではないだろうか。病気のように、何か緊急な出費が発生した場合、これに対応することができないからである。かつてB・S・ラウンダリーが指摘した「第二次貧乏」(secondary poverty)の状態にあると思われる。家計黒字額を実収入で割って「黒字率」を求めると、「I階層」のそれは8.7%に過ぎない。他方、「平均」の黒字率は21.5% (11万4千円)、「X階層」の黒字率は26.8% (25万3千円)にも上っている。

しかも、もっと悪いことに、家計黒字額が本当の黒字額を表しているかと言うと、そうではないのである。「Ⅲ実支出以外の支出」の欄に「3クレジット購入返済」が掲載されているが、これは家電製品などの耐久消費財をクレジットで購入した場合、総務省「家計調査」では実支出とは見なされず、預貯金や生命保険掛金、住宅ローン返済金、有価証券購入などととともに、「実支出以外の支出」に分類されてしまう。要するに、耐久消費財等の購入が「財産の形成」と見なされる訳である。家電製品を現金で購入すると、家具・家事用品費として「消費支出」に分類される。一般庶民の感覚では、現金で買おうとクレジットで買おうと、家電製品は消費財である。一旦購入した耐久消費財に財産としての転売価値があったのはどうの昔の話であって、それがそうならない所に

表-4 非消費支出と勤労者負担率の推移（10分位階層別）

（単位：円、％）

		1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
非 消 費 支 出	第I10分位	30,925	29,966	29,761	30,449	31,417	27,948	28,038	28,478
	第II10分位	44,633	43,709	44,938	43,472	41,493	41,523	43,939	42,080
	第III10分位	53,407	52,993	56,362	53,811	50,611	50,527	50,107	50,344
	第IV10分位	62,386	61,670	62,604	60,555	60,559	58,392	56,629	56,964
	第V10分位	72,728	73,984	74,665	73,838	70,029	68,587	68,074	66,973
	第VI10分位	83,144	86,200	86,829	82,229	77,565	79,006	77,664	80,150
	第VII10分位	98,974	101,416	101,937	94,614	96,624	94,813	90,251	92,177
	第VIII10分位	117,736	121,074	114,062	111,161	111,305	112,216	106,939	111,379
	第IX10分位	141,795	149,171	138,357	137,091	132,380	131,882	130,168	135,973
	第X10分位	203,511	210,106	198,189	194,095	192,387	192,865	188,999	186,107
指 数	第I10分位	100.0	96.9	96.2	98.5	101.6	90.4	90.7	92.1
	第II10分位	100.0	97.9	100.7	97.4	93.0	93.0	98.4	94.3
	第III10分位	100.0	99.2	105.5	100.8	94.8	94.6	93.8	94.3
	第IV10分位	100.0	98.9	100.3	97.1	97.1	93.6	90.8	91.3
	第V10分位	100.0	101.7	102.7	101.5	96.3	94.3	93.6	92.1
	第VI10分位	100.0	103.7	104.4	98.9	93.2	95.0	93.4	96.4
	第VII10分位	100.0	102.5	103.0	95.6	97.6	95.8	91.2	93.1
	第VIII10分位	100.0	102.8	96.9	94.4	94.5	95.3	90.8	94.6
	第IX10分位	100.0	105.2	97.6	96.7	93.4	93.0	91.8	95.9
	第X10分位	100.0	103.2	97.4	95.4	94.5	94.8	92.9	91.4
勤 労 者 負 担 率	第I10分位	10.6	10.6	10.7	11.3	11.4	11.0	11.0	11.2
	第II10分位	12.1	11.8	12.5	12.4	12.1	12.5	13.1	12.5
	第III10分位	12.9	12.5	13.1	13.2	12.9	13.3	13.1	13.4
	第IV10分位	13.3	13.0	13.5	13.4	13.7	14.0	13.8	13.6
	第V10分位	14.1	14.0	14.2	14.7	14.4	14.2	14.5	14.3
	第VI10分位	14.6	14.8	15.3	15.0	14.6	15.3	15.3	15.2
	第VII10分位	15.7	16.0	16.3	15.6	16.0	15.7	16.0	16.0
	第VIII10分位	16.5	17.0	16.7	16.2	16.5	17.0	16.9	17.0
	第IX10分位	17.7	17.8	17.4	17.7	17.5	17.6	17.8	18.4
	第X10分位	19.9	20.2	19.5	19.4	19.1	19.6	19.7	19.6

注) 勤労者負担率 = 非消費支出 ÷ 実収入 × 100

「家計調査」の今日的な限界がある。したがって、この「クレジット購入返済」を消費支出の一部と見なして家計黒字額から差し引き、「純黒字額」を算出する必要がある。そうすると「I階層」の純黒字額はちょうど1万円となる。「平均」のそれは8万9千円、「X階層」のそれは21万3千円

となる。純黒字額が1万円という生活は、緊急な出費を必要とする事態が起こらないことを祈るしかない、まさに日々薄氷を踏むような生活ではないだろうか。

毎月の黒字幅が小さくても、預貯金（現金資産）が形成されていれば、急激な家計破綻は免れ得る。

しかし、いっそう悪いことに、「I階層」の「純預貯金」(預貯金-預貯金引出)は2000年にマイナスに転じて以来、03年、04年とマイナスを記録している。つまり預貯金を取崩す生活に入っている。なぜ家計が黒字なのに預貯金を取り崩しているのか。その理由は、生命保険などの私保険の掛金が必要だからである。社会保障制度が「ナショナル・ミニマム」を保障するものとなっていない日本では、低所得層にとって生命保険は、世帯主に不幸が生じた場合に家族にまとまった金を残せる唯一の方策である。生命保険は妻子の将来を保障するための必要悪となっている。しかし、自分の生命や健康と引き換えに保障される家族の生活とは、まるで悪魔との取引のようではないか。こうして、世界中の生命保険料の1/4を日本人が支払っているという、唾然とするしかない状況が生み出されているのである。こうした状況をアメリカの金融資本が放っておくはずもなく、今の日本は外資系生命保険会社の草刈り場と化している。テレビのCM攻勢の凄まじさからも、その

一端が垣間見れる。

いずれにせよ、「I階層」の勤労者世帯が程々の預貯金を保有しているケースは極めて稀である。預貯金を取崩して家計費をまかなうようになった「I階層」は、長引く不況のなかで家計破綻の瀬戸際にまで追い込まれている。そして、この階層を中心に、路上生活や自死や犯罪へと、さらなる人生の危機へ追い詰められた人々の群れが、プールから溢れ出る水のように、生み出されているのである。

3. 日本における「貧困」とその特質

(1)誰が貧困者なのか？

現在の日本にはどのくらいの量の貧困者がいて、それはどういう人なのだろうか。官庁統計からこの問題に接近してみる。その際、家計の個人単位化の進行が指摘されているが、生活はまだ世帯単位で営まれている面が強いので、「個人所得」ではなく「世帯所得」を切り口に分析する。

表一 5 世帯業態別に見た所得階層分布 (2002年)

(単位：％、万世帯)

	常雇者世帯				短期雇者世帯	自営業者世帯	
	30人未満	30~999人	1千~4999人	5千人以上・官公庁		雇人なし	雇人あり
100万円未満	2.2	1.3	0.7	0.3	12.1	5.4	2.0
100~150万円未満	3.3	2.1	1.0	0.6	12.1	6.7	3.3
150~200万円未満	4.4	2.1	2.0	0.7	9.6	9.5	2.5
200~250万円未満	5.8	3.9	2.5	0.9	12.1	7.1	4.0
250~300万円未満	6.6	3.6	2.2	0.8	8.3	6.4	5.3
300~350万円未満	7.3	5.7	3.4	2.3	7.5	9.3	4.5
350~400万円未満	7.4	6.3	3.4	2.0	5.8	8.0	2.3
400~450万円未満	9.6	7.9	3.9	4.5	6.3	5.1	4.0
450~500万円未満	7.3	6.6	3.7	2.4	4.2	6.2	6.3
500~550万円未満	7.9	6.0	5.9	3.8	3.8	4.9	4.5
550~600万円未満	6.3	6.1	5.7	3.4	2.9	4.1	4.8
600~700万円未満	9.1	11.1	9.6	8.6	6.7	7.2	9.6
700~1000万円未満	14.4	22.5	34.9	30.8	6.3	11.0	18.9
1000万円以上	8.4	14.7	21.6	38.9	2.5	9.0	28.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
250万円未満世帯出現率	15.7	9.4	6.2	2.5	45.9	28.7	11.8
世帯分布	513.7	1007.5	257.9	540.0	135.8	383.7	254.7

資料) 厚労省『国民生活基礎調査』(平成14年版)187, 266-271より作成。